

## 評議員および評議員会に関する規程

一般社団法人粉体工学会

### 1. 目的

一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）の目的の達成及び事業の円滑な運営のため、評議員をおく。また、評議員会を開催する。おくことのできる評議員は本会会員 10 名以上、55 名以下とする。

### 2. 評議員の選任

- 1) 評議員の選任は、以下の手順に従って行う。
- 2) 評議員の選出は理事会において審議し、決定する。
- 3) 理事は評議員を兼ねる。
- 4) 評議員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

### 3. 評議員会の構成

- 1) 評議員会はすべての評議員、監事および参事により構成される。
- 2) 評議員会の議長は会長とする。

### 4. 評議員会の開催

評議員会は年に 2 回、開催する。

#### (附則)

- (1) この規程は、制定の日から発効する。
- (2) 平成 30 年 2 月 17 日に決定された評議員の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

#### (付記)

平成 30 年 2 月 17 日 制定（理事会承認）  
平成 30 年 4 月 7 日 改定（理事会承認）  
令和 2 年 10 月 17 日 改定（理事会承認）